

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は会社を退職した後、申立期間当時は、短期大学に進学し、A市に転居していたが、両親が私の将来のことを思って昭和 40 年 3 月ごろB市C区役所（現在は、D区役所）E出張所で国民年金への加入手続を取ってくれた。当時、父は町内会長で、地区内の住民の方に対して、国民年金への加入促進を行っていた。

国民年金保険料について、母から「お前の国民年金の保険料は、2年間支払った。」と言われていたので、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 11 月にB市で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿では、申立期間直前の同年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立期間は 12 か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め保険料がすべて納付済みとされているところ、B市の国民年金被保険者名簿では、申立人の住所は、申立人の両親と同じ住所となっていること、及び申立人の保険料の納付は納付組合を通じて行われていることなどを踏まえると、申立期間の保険料については、申立人の両親の保険料と同時に納付組合を通じて納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から50年3月まで
申立期間当時、私は学生だったのでよく憶えていないが、私の母が人に勧められて、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めてくれていた。
その後、母が私に、「近所の人から昭和48年12月までさかのぼって保険料を納付すると満額もらえると聞いたので、私の同年12月からの保険料を現金で納付した。」と言ったのを記憶している。
申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除きすべての期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が昭和54年4月に結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した36年4月から任意加入し、すべての期間の国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母親は「昭和48年12月までさかのぼって保険料を納付できると聞いたので、A市役所において納付手続きを行った。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月以降に払い出されており、A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄の記載内容から、申立人の母親の供述どおり、同年12月2日に納付手続きを行ったことが確認でき、当該納付手続きを行った時期は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能な時期であり、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとする申立人の母親の供述内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和47年6月は6万4,000円、48年6月は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所（現在は、C社D工場）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（昭和48年7月21日）及び資格取得日（昭和48年8月7日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年6月1日から同年7月1日まで

② 昭和48年6月1日から同年7月21日まで

③ 昭和48年7月21日から同年8月7日まで

申立期間①及び②については、給料支払明細書において、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高い額の厚生年金保険料が控除されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間③については、昭和46年10月にA社B出張所に入社してから、61年5月25日に退職するまでの期間において、途中で指を負傷したため半月間ほど自宅療養した際にも、解雇されることなく継続して在籍しており、給料支払明細書において厚生年金保険料が継続して控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から判断すると、A社B出張所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認される所、申立人の昭和47年7月及び48年7月に支給された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から判断すると、47年6月は6万4,000円、48年6月は7万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、オンライン記録により、申立人は、A社B出張所において、昭和46年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年7月21日に同資格を喪失した後、同年8月7日に同社において再度資格を取得しており、申立期間③の被保険者記録が無い。

しかし、昭和48年8月の給料支払明細書、及びA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡が取れた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間③において同社B出張所に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の前述の給料支払明細書において確認できる報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明である旨回答しているものの、C社D工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得届により、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年11月1日から13年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年11月及び同年12月は36万円、9年1月から同年3月までは38万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は41万円、10年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月から11年1月までは36万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月から12年2月までは38万円、同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月から同年12月までは36万円、13年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年8月及び同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から13年10月1日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

私が所持する市県民税所得課税証明書からも、年金事務所が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年11月1日から13年10月1日までの期間について、申立人が提出した8年11月から13年9月までの期間に係る預金取引明細記録、並びに平成12年度及び13年度の市県民税所得課税証明書において確認又は推認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成8年11月及び同年12月は36万円、9年1月から同年3月までは38万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月は41万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は41万円、10年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月から11年1月までは36万円、同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は41万円、同年6月から12年2月までは38万円、同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月から同年12月までは36万円、13年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年8月及び同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除についての誤りを認めている上、申立人が提出した預金取引明細記録及び市県民税所得課税証明書により確認又は推認される報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が当該期間について一致していないことから判断すると、事業主は申立人に係る預金取引明細記録及び市県民税所得課税証明書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について

ては、申立人が提出した当該期間に係る預金取引明細記録に記載された給与振込額などから推認される報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録上の標準報酬月額（26万円）と一致していることが確認できる。

また、申立事業所では、「当該期間の給与支給額や保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答していることから、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料額の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

A社に昭和33年3月21日に入社し、平成6年9月30日に退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

昭和53年3月分及び同年4月分の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事記録、及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年4月1日にA社C営業所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和53年3月分のA社C営業所に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が保管されておらず不明であるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和53年4月1日とすべきところ、異動元のA社C

営業所が誤って同年3月31日と届け出たと考えられる。」と回答していることから、事業主が昭和53年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年6月16日まで

私が所持しているA厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員証に、加入員資格取得日は昭和50年10月1日、同資格喪失日は51年7月17日と記載されているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員証（写）及び企業年金連合会が保管するA厚生年金基金加入員台帳の記録から、申立人が申立期間にB社（現在は、C社）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和51年6月16日と記載されているものの、前述の厚生年金基金加入員証（写）及びA厚生年金基金加入員台帳の記録の資格取得日は50年10月1日となっており、C社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしており、当該基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和50年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA厚生年金基金加入員台帳の昭和50年10月の記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の51年6月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（11万8,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から同年12月1日まで

A社における昭和49年10月から同年11月までの厚生年金基金の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているにもかかわらず、年金事務所の記録では、11万円とされている。

申立期間について、厚生年金基金の記録に合わせて年金事務所の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されているところ、基金が保管する厚生年金基金加入員給与算定基礎届（昭和49年8月20日付けの受付印有り）により、申立人の報酬月額は、標準報酬月額11万8,000円に見合う金額で届け出られていること、及び当該給与算定基礎届の標準報酬月額欄において、当初、標準報酬月額11万円を示唆する「110」が記載された後、二重の取消線が引かれ、標準報酬月額11万8,000円を示唆する「118」に訂正されていることが確認できる。

また、当該基金は、「申立期間当時の届出書類は、複写式の様式を使用していることから、社会保険事務所と当基金に対して異なった書類が提出されることは無い。」と回答しており、申立事業所における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所と基金には同じ書類を提出していた。」と供述していることから判断すると、前述の厚生年金基金加入員給与算定基礎届において、標準報酬月額欄に当初記載された「110」を、申立期間の標準報酬月額として、当初届出が行われていたことがうかがえる。

しかしながら、前述の厚生年金基金加入員給与算定基礎届において、申立期間の標準報酬月額を算定する昭和 49 年 5 月から同年 7 月までの期間の報酬額を平均して算出した報酬月額は、標準報酬月額 11 万円ではなく、標準報酬月額 11 万 8,000 円に見合う金額で届け出られていることが確認できるところ、年金事務所は、「当時、基金提出用と複写式であったと推認される厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、標準報酬月額が誤って記載されていることが確認できるならば、当該届書に記載された報酬月額に基づき、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正する必要があった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（11 万 8,000 円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、11 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

昭和47年8月22日にA社に入社し、51年3月1日にC県にある同社本社のD事業所からE県にある同社F支店G事業所（現在は、B社G事業所）へ転勤となったが、現在までの期間において継続して勤務している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB社交付の在籍証明書、同社G事業所が保管する昭和51年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、並びにA社本社及び同社F支店G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社本社から同社F支店G事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社本社における離職日が昭和51年2月28日であることが確認できるところ、当該離職日は、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から認められる厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って符合する離職日及び資格喪失日を記録するとは考え難い上、事業主が同年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から11年3月までの期間及び12年5月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から11年3月まで
② 平成12年5月から13年3月まで

私は、申立期間①については学生だったため、国民年金保険料の免除を受けていた。大学卒業後に就職したのを機に両親から免除期間の追納を勧められ、保険料も両親が出してくれたので、平成11年4月か同年5月ごろに一括で納付した。

申立期間②については、最初に就職した会社を退職し、次の会社に入社するまでの期間であるが、次の会社に入社が決まった平成13年4月か同年5月ごろに申立期間①と同様に一括で納付した。

申立期間①及び②について、保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録並びにA市及びB市の国民年金被保険者名簿では、申立人が国民年金に加入した事跡は見当たらず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った場所、時期及び申請回数並びに追納した保険料額、納付場所等の記憶は定かではなく、当該期間の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立期間②については、オンライン記録では、申立人が国民年金に未加入のため、平成12年7月及び14年3月に国民年金への加入勧奨を行っていることが確認できることから、申立人が国民年金保険料を納付したと供述す

る 13 年 5 月の時点では、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 57 年に国民年金に加入した際に、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば将来支給される年金額が多くなると、A 市 B 区役所の職員から説明を受けて、申立期間の保険料をまとめて納付した。金額は憶えていないが、数万円だったと思う。納付書が郵送されてきたので、金融機関の窓口で納めたと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 2 月に C 市 D 区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は、申立人が在学期間のため国民年金の任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間後の既に納付済みとされている期間について、数回にわたり過年度納付又は追納されている特殊台帳の納付記録と、申立人が供述する申立期間に係る国民年金保険料の納付状況とは酷似していることから、国民年金の加入時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで

私は、父から国民年金保険料は納付していたと聞いていたのに、申立期間の国民年金保険料が未納になっている。

私は、4 人兄姉の末っ子で、ほかの 3 人の兄姉には国民年金保険料の未納は無く、私だけが未納になっていることに納得がいかない。

私の実家は、商売を営んでおり経済的に余裕があり、大学浪人中で将来が不安定な私のために、父が進んで国民年金に加入してくれたと思うが、父は既に他界しており証言が得られない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 6 月 29 日に、A 市で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効となり、さかのぼって納付することもできなかつたものと考えられる。

また、申立人の 3 人の兄姉については、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているものの、3 人の兄姉は、申立期間当時、申立人の父親と A 市で同居していること、申立人は、この間、県外に居住していること、及び申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 54 年 4 月には申立人の父親と同居しているところ、同年 4 月の保険料からは納付済みとされており、上記の国民年金手帳記号番号の払出しの時期などを踏まえると、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続を行った昭和 54 年度から、同居している家族と一緒に、保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間当時の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から54年3月まで

私が、申立期間当時に勤務していたA市のB社には、厚生年金保険がなかったために国民年金に加入した。毎月、女性の集金人が私の勤務先に集金に来ていたので、国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料を納付した際には、領収書に集金人が押印していたが、その領収書は、現在見当たらない。

昨年の「ねんきん特別便」に対する私の回答により、私の年金記録の統合は行われたが、申立期間の国民年金保険料が未納のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付によってのみ納付することが可能であるものの、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付された事跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料は勤務先に来た集金人に納付していたと供述しているものの、A市では、国民年金の集金人は現年度保険料のみを集金し、過年度保険料及び特例納付保険料の取扱いは行っていなかったとしていること、並びにオンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿では、申立人の保険料の納付済期間は現年度保険料となる昭和54年4月からであることなどを踏まえると、申立人は、国民年金に加入した昭和54年度から保険料の納付

を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2201

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から63年3月まで

私は、昭和60年に、父が私の国民年金保険料を納付していることを聞かされた。

「ねんきん定期便」で、その記録が無くなっていることを知り、社会保険庁（当時）に誤りであることを申し出たが、訂正されなかった。

申立期間は確かに父が国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年5月ごろにA市B区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は、申立人が在学期間のため国民年金の任意未加入期間となり、制度上、さかのぼって納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、平成4年9月16日であること、及びA市の国民年金被保険者名簿においても、国民年金保険料の納付記録は同年9月以降であることが確認できる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年3月まで

申立期間当時、私は、A大学の学生であり、実家であるB市からC市へ通学していた。昭和45年7月ごろに母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた。同年9月から大学を卒業した51年3月までの間は、C市に間借りをしていたが、住民票を異動した記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に申立人の兄と連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、時効によりさかのぼって保険料を納付することができない期間である。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄の国民年金保険料の納付についても、申立人と同様に昭和51年4月から納付済みとされていることを踏まえると、申立人の母親は、申立人及びその兄の保険料を昭和51年度から納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人に係る戸籍附票により、申立人は昭和45年9月に住所をB市からC市に異動していることが確認でき、申立人の供述内容と符合しない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から同年 12 月まで

最初に勤務した会社を退職するときに、会社から、退職後は国民年金に加入しなければならない旨の説明を受けたので、すぐに国民年金に加入したはずである。年金手帳の「国民年金の記録」のページには、「被保険者となった日 昭和 59 年 9 月 1 日」と「被保険者でなくなった日 昭和 60 年 1 月 14 日」の日付が記入されている。これは役所が記入していると思う。当時納付したときに受け取った領収書などは所持していないが、銀行で納付したと思うので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前の国民年金の任意加入被保険者の記号番号の払出時期から、平成4年3月ごろに払い出されたものと推認され、申立人が所持する年金手帳において、「年金手帳発行日 平成4年3月3日 A社会保険事務所・B区」と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、このころにC市B区役所において行われたものと考えられ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、前述の年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、勤務していた事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更を行うまでの平成2年11月から3年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民

年金の加入手続を行った時点で、納付可能な期間までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと考えられる。

加えて、申立人は、所持する年金手帳に、「被保険者となった日 昭和 59 年 9 月 1 日」と記載されていることをもって、申立期間当時において国民年金に加入していたと申し立てているが、これは申立人が平成 4 年に国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって申立人が国民年金の被保険者としての資格を取得し、国民年金に加入すべき時期の年月日を記載しているものであり、このほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成8年6月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年9月まで

日本年金機構から届いた国民年金被保険者記録回答票により、申立期間のうち平成8年6月しか国民年金保険料が納付されていないとされていることが分かったが、申立期間の国民年金保険料は口座振替で納付済みであるはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料をA銀行B支店の預金口座から口座振替により納付していたと申し立てているところ、申立期間に係る同口座の預金取引明細では、平成8年7月1日に同年6月の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるが、そのほかの申立期間については、同口座から国民年金保険料が引き落とされていることが確認できない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を口座振替以外の方法で納付したことは無いと供述している上、申立人が申立期間のうち平成8年6月を除く期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間のうち同年6月を除く期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成7年8月から8年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成8年6月については、オンライン記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 2 月まで
昭和 59 年 5 月に会社を退職し、同年 6 月に A 市 B 区 C 出張所において、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の夫は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、制度上、申立人は申立期間について国民年金の任意加入被保険者期間であることが確認できるところ、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 54 年 12 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、同資格の喪失申出が 55 年 4 月 12 日に行われたことが確認できるものの、それ以後、申立人が申立期間において国民年金の任意加入手続を行って、任意加入被保険者の資格を再取得したことが確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当時納付していたと主張する国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違する上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から60年3月1日まで

事業所を開業する昭和60年3月までの期間にA医院及びB医院に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間をA医院に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A医院及びB医院に勤務し両事業所から給与を受け取っていた。」と申し立てているものの、A医院の事業主は、「申立期間当時、申立人はB医院に勤務していた。同医院の設備が当医院の設備より充実していない理由などもあって、申立人に当医院の設備の使用を認めていた。当医院から、申立期間に係る給与は支給しておらず、給与はB医院から支給されていたはずである。」と回答しているところ、A医院での同僚は、「時期は特定できないが、申立人は独立すると言って、いったん退職したことを記憶している。A医院での業務は、私一人で対処できており、申立人に手伝ってもらわなければならない必要がなかった。」と供述している。

また、A医院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和48年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、申立期間におけるA医院の被保険者記録は確認できない。

一方、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、申立期間のうち昭和54年8月21日から60年3月1日までの期間について、B医院の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が、当該期間においてB医院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿により、同医院は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B医院の事業主は既に死亡しており、事業主の妻から回答を得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、国民年金被保険者台帳から、申立期間の一部に申立人の国民年金保険料納付済期間があることを確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 ごろから同年 10 月 1 日まで

昭和 31 年 3 月に A 高等学校（現在は、B 高等学校）を卒業し、学校の紹介で C 社の面接を受け、採用が決まったので、同年 4 月から同社に勤務したが、約 2 週間後に首都圏に所在した D 社へ転勤し、そこでは約半年間勤務した。その後、再び C 社へ異動した。これら二つの会社の名称は違うが、いずれも同一の者が社長となり創業した会社で、D 社は、C 社の支店としての扱いであったような記憶がある。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社における同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人が初めて交付されたとする厚生年金保険被保険者証は、D 社の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）が発行したもので、同被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には、「昭和 31 年 10 月 1 日」と記載されているところ、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が「昭和 31 年 10 月 1 日」と記録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、昭和 31 年 10 月 10 日に申立人の C 社における厚生年金保険記号番号が払い出されており、C 社に係る被保険者名簿において、申立人に係る被保険者資格の取得日が「昭和 31 年 10 月 10 日」と記録されていることが確認できる一方、前述の D 社に係る被保険者名簿において、同年 10 月 1 日付けで申立人に係る被保険者資格が取得

されており、二重に被保険者資格が取得されていたため、C社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の払出し及び被保険者資格の取得日は取消処理が行われていることが確認できる上、C社に係る被保険者名簿には、被保険者資格の取得日が昭和30年3月21日から31年10月10日までの期間において、健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述のC社に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私がC社に入社したのは、19歳（昭和31年）のときだった。成人式するときには、入社して既に約半年たっていたのをはっきり憶えているが、『ねんきん特別便』の記録では厚生年金保険被保険者資格の取得時期は昭和32年4月になっているので、入社した日とかなり差がある。」と供述している上、別の同僚は、「C社に入社したのは、私が18歳（昭和29年）の9月ごろだった。それから約3年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は半年間だけである。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年9月30日と記録されていることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、C社は昭和44年7月19日に同社本店を首都圏へ移転したのち、53年2月28日に株主総会の決議により解散、同年7月25日に清算終了しており、当時の賃金台帳等の資料を得ることができず、申立人が名前を挙げた同僚をはじめ、そのほかの複数の同僚に照会しても、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年9月30日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低すぎるように思う。申立期間の給与支給額は、24万円から26万円はあったはずであるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によれば、昭和61年10月に係る厚生年金基金の報酬標準給与月額について、「従前24万円」、「決定19万円」と記録されていること、及び62年10月に係る同厚生年金基金の報酬標準給与月額については、「従前19万円」、「決定22万円」と記録されていることが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の「変せん」欄には、61年10月の定時決定では「190」、62年10月の定時決定では「220」とそれぞれ記録されていることが確認でき、いずれの記録もオンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B厚生年金基金の事務担当者は、「申立期間当時、当基金の届出用紙は社会保険事務所（当時）への届出用紙と一緒に^{つづ}なった5枚綴りの複写式であったはずである。」と回答しており、A社の事業主は、「従業員の厚生年金保険料は、B厚生年金基金と社会保険事務所へ届け出た報酬標準給与月額に基づいて給与から控除していた。当時の届出用紙は5枚綴りの複写式で、上3枚を同基金に提出し、残りの2枚を社会保険事務所に提出していた。」と回答している。

さらに、A社は、「10年を経過した賃金台帳等の資料は廃棄処分しており、申立期間当時のものは無い。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、昭和61年1月から62年12月までの期間に係る給与総支給額及び手取額を自ら記した大学ノート、及び申立事業所から振り込まれた手取給与額が記録されている預金通帳を所持しているものの、給与から控除されていたはずである厚生年金保険料額についての記録は無く、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 20 日から 40 年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の給付裁定のために必要となる標準報酬月額等が社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定を行った社会保険事務所（当時）へ回答された旨が記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている被保険者（女性）のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和40年8月1日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす23人（申立人を除く。）の被保険者記録を確認したところ、17人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚からは、当時、申立事業所が脱退手当金の請求手続を行っていた旨の供述が得られていることを踏まえると、申立事業所においては事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 2 月まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
申立期間は、A 県 B 町の指定業者である C 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社の当時の事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料を保管しておらず、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人、及び同社の関連会社であり、従業員的人事及び経理関係事務を一括して管理していたとする D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前記の当時の事業主は、「正社員については、A 社又は D 社のいずれかの事業所において厚生年金保険に加入させていた。申立人が両事業所において申立期間の厚生年金保険の被保険者記録がいずれも確認できないことなどから、申立人は、厚生年金保険に加入させていない臨時的に雇用された者、又は正社員になる前の試用期間中の従業員であったと考えられる。」と回答しているところ、前述の同僚二人は、いずれも「A 社と同じような業種の会社は、

従業員の出入りが多かった。」と供述しており、当該同僚のうち、両事業所において給与計算事務及び経理関係事務を担当していたとする一人は、「会社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえるとともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の両事業所に係る被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から8年2月29日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に代表取締役として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社は、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、オンライン記録により、その6日後の同年3月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、6年1月1日までさかのぼって59万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社は厚生年金保険料を滞納しており、最終的に完納できなかった。時期ははっきりしないが、社会保険事務所（当時）から自宅に電話があり、私の母又は私の妻が、『会社が社会保険料を滞納しており、このままでは申立人は将来年金を受給できなくなる。』との説明を受け、その内容を伝え聞いたことがある。」と供述していることから、申立期間当時、A社では厚生年金保険料を滞納していた状況が推認できる。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の被保険者11人のうち、申立人のみ標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることが確認できるところ、申立人が「申立期間当時、私が会社の事業主印を所持していたと記憶しており、社会保険事務を担当する従

業員がいたが、私の指示が無い限り、当該従業員が独自の判断で標準報酬月額
の訂正処理を行うことは考え難い。」と供述していることなどから判断すると、
社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の
関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責
任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有
効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、
申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月から 29 年 12 月 1 日まで

A 高等学校（夜間部）に入学した直後の昭和 26 年 5 月に B 社 C 事業所（健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 29 年 6 月 1 日に B 社 D 事業所から同社 C 事業所に名称変更）に入社し、同社 C 事業所を退職する 40 年 7 月までの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

失業保険（現在は、雇用保険）の被保険者記録から判断すると、申立期間において、申立人が B 社 C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に係る供述を得ることができない上、前記同僚のうち一人は「当時、B 社 C 事業所では、工員や正社員など複数の採用形態があった。採用形態によっては、必ずしも勤務開始当初から厚生年金保険に加入させない者もいた。」と供述しているところ、B 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、それぞれが勤務を開始したとして供述する時期が厚生年金保険被保険者資格の取得時期と一致しておらず、うち一人については、昭和 26 年 10 月 15 日に申立事業所に係る失業保険被保険者の資格を取得している一方、29 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立事業所は昭和 46 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記簿により既に解散していることが確認できる上、当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和 29 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の記載はあるものの、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 8 月 2 日まで

昭和 33 年ごろから A 社（現在は、B 社）に勤務し、44 年 4 月 1 日に同事業所が厚生年金保険の適用事業所になると同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した。その後も、49 年 7 月に退職するまでの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 人に照会したところ、2 人に連絡が取れ、うち 1 人は、「申立人が休職した等の記憶は無く、継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「当時の関連資料は保管されておらず、申立人の勤務実態を含めてすべて不明である。」と回答している上、前記の同僚二人からは、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45 年 3 月 31 日に同資格を喪失後、同年 8 月 2 日に同資格を再度取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人及び前記の同僚二人は、申立人が、申立期間当時、申立事業所において社会保険事務を担当していたと供述していることなどから判断すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失及び同資格を再度取得した手続に際して、申立人が関与していないとは考え難い上、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録がさかのぼって訂正されているなどの不自然さは認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。